

大規模肉用牛飼養農場の飼養衛生管理基準遵守に向けた農家指導

○金谷 須美礼、佐伯 和紀

1. はじめに

家畜保健衛生所では、伝染性疾病の発生予防およびまん延防止のため、家畜の所有者が守るべき飼養衛生管理基準（基準）について、遵守状況の確認と改善に向けた指導を継続的に実施している。北西部管内にある肉牛飼養農場6戸のうち3戸は大規模農場であり、畜舎が多数存在する。基準の中で衛生管理区域（区域）ごとに着替え、履替え、消毒、記録等の実施と車両消毒設備の設置が義務付けられているが、従業員等農場関係者は作業効率の観点から毎回の実施が困難であった。農場内に複数の区域が存在し、出入り口が多数存在する状況を考慮したうえで、病原体の侵入防止を優先しながら、従業員等の作業効率も考慮するなど、個々の農場に合わせた衛生管理対策の指導を実施したので報告する。

2. 指導方法

各農場に対しては、令和5年度までの個別巡回指導で基準について理解醸成、改善提案、指導を実施してきたが、3農場とも作業効率をなるべく下げないようにしつつ衛生状態を維持するために令和6年度は下記のとおり3つの目標を立て具体的な指導を実施した。

- ① 本格的な着替え消毒施設（施設）を区域境界に設置
- ② 施設において着替え、履替え、消毒、記録等を実施したのち衛生状態を維持した専用車両での区域間移動
- ③ 専用車両にて出入りする区域出入口における降車不要の消毒設備

この3つの目標により、複数の畜舎、衛生管理区域を有する大規模飼養農場での、着替え履き替え消毒手順の頻度を下げることができ、1回実施を確実にすることで衛生管理を徹底することができる考えた。

3. 各農場の指導内容

図1は、A農場における衛生管理区域の見直し状況で、1つの衛生管理区域を公道に沿って3分割することで着替え施設が区域境界となった。図2は着替え施設の詳細、ここで着替え・消毒・車両清浄化を実施し、図3のとおり、石灰帯を出入り口に設置した他の衛生管理区域には、清浄化した車両での移動を指導した。

図4はB農場の衛生管理区域を示している。第1牧場へは専用車両による移動とし、第2牧場に設置された着替え施設を利用し、第1牧場への移動はこの施設で清浄化の後専用車両による移動とすることで二つの牧場で統一した衛生管理を行うこととした。第3牧場はJGAP認証農場であり、既に衛生対策が完成していたため単独での衛生管理を継続することとした。

図5はC農場の衛生管理区域の様子、本農場は畜舎数26、交雑子牛飼養区域1、乳牛・和牛・豚飼養区域等8か所の計9区域で構成されており、県下有数の飼養頭数である。自社製畜産物の販売所やレストランが衛生管理区域に隣接し、観光客が多数訪れるため病原体侵入のリスクが高い。従業員数も多く、業務も複雑

なため、各衛生管理区域に入りの度に着替えや消毒を実施するのが困難であった。図6のとおり9箇所全ての区域は1箇所の衛生管理区域境界に設置された着替え施設で清浄化した車両で移動することとし、着替えを1回で済ますことで統一した衛生管理を指導した。また視察等来場者については事務所にて防護服とブーツカバーを受けとり区域境界で着脱することとし、車両で入場は行わない旨明示した。

4. まとめ

各農場とも着替施設等は設置されており、洗濯機の設置や、すのこ・ロッカー による交差汚染防止策実施のための設備は存在したが、適正な運用が不十分であった。この指導により、既存の着替え施設を活用し、車両を同時に清浄化し移動することで、毎回の着替え履替え等を行うことなく他の衛生管理区域への移動が可能となり手間をふやすことなく衛生状態を保つことが可能となった。

5. 課題

従業員等農場関係者に対しては、区域境界での交差汚染防止のための着替・履替の必要性について十分理解させ、確実な対応を実施させる必要がある。また来場者に対しては、入退場の手順について、その必要性を理解した従業員側から指示ができるようにするとともに、来場者側にも、病原体侵入防止のための衛生対策の重要性について理解を深めてもらう必要がある。

※個人情報および経営状況保護のため、個人や農場を特定できる写真・地図・位置情報は非公開としています。

図1 A 農場衛生管理区域の見直し状況

(非公開)

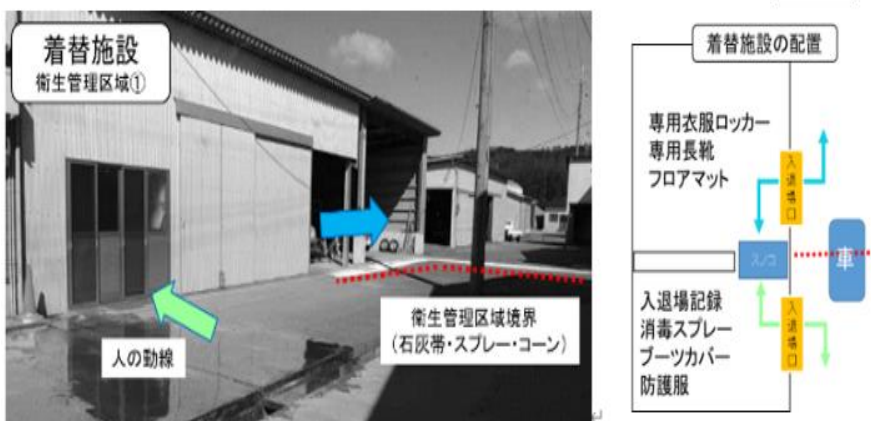


図2 着替え施設



石灰帯 □□

図3 車両による移動

図4. B農場の衛生管理区域
(非公開)

図5. C農場の衛生管理区域
(非公開)

図6. C農場の車両等動線
(非公開)